（別紙１）

漁業経営の改善に関する計画

改善計画の類型	申請者名
□一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、□地域連携型、□新規就業者型	
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制
□資源管理、□漁場改善、□その他（　　）	
（略）	（略）
漁業に関する法令の遵守	
□漁業に関する法令の遵守	

（略）

（別紙２）

漁業経営の改善に関する計画

改善計画の類型	申請者名
□一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、□地域連携型、□新規就業者型	
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制
□資源管理、□漁場改善、□その他（　　）	
（略）	（略）
漁業関係法令の遵守	
□漁業関係法令の遵守	

（略）

（別紙３）～（別紙８）　（略）

（別紙１）

漁業経営の改善に関する計画

改善計画の類型	申請者名
□一般型、□地域連携型、□新規就業者型	
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制
□資源管理、□漁場改善	
（略）	（略）
（新設）	
（新設）	

（略）

（別紙２）

漁業経営の改善に関する計画

改善計画の類型	申請者名
□一般型、□地域連携型、□新規就業者型	
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制
□資源管理、□漁場改善	
（略）	（略）
（新設）	
（新設）	

（略）

（別紙３）～（別紙８）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和六年三月三十一日までの間、別記様式第一号（記載要領）３中「分かる書類又は」とあるのは「分かる書類若しくは資源管理計画（国又は都道府県の確認を受けているもの）又は」とする。